

平成30年6月19日（火）

（午後2時45分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（岡 弘悟君）順番11、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）皆さん、こんにちは。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に、子ども医療費の適正化でロタウイルスワクチンの助成をどの題で質問をさせていただきます。

皆さん、ロタウイルスをご存じでしょうか。私はロトシックスなら知っているんですけども、恥ずかしいことに最近知りました。

ロタウイルスは、ノロウイルスの倍の大きさで、下痢便の1gの中に1,000億から1兆のロタウイルスが含まれていると言われてます。ロタとはラテン語で車輪という意味で、電子顕微鏡で見ると車輪のような形をして、ロタと言うそうです。ノロとロタはよく似ているところがあります。ノロとロタの違いは、感染しやすい年齢では、ノロは全ての年齢層で感染します。ロタは生後半年から2歳を中心に乳幼児に感染します。症状では、ノロは嘔吐、下痢。嘔吐は日に10回以上、発熱はあまりしません。ロタは嘔吐、下痢、発熱。38℃以上の熱が多いです。嘔吐は日に6回程度多いと言われてます。

予防においてはどちらも手洗いをする。ノロにはワクチンがありません。ロタにはワクチンがあります。生後2カ月から二、三回程度、これは注射ではなくて飲む薬です、があります。ロタウイルスは乳幼児期にかかり

やすい病気で、感染力が強いです。5歳までのほぼ全ての子どもがロタウイルスに感染すると言われてます。反対に、大人は何度も経験しているのでほとんど症状が出ません。しかし、乳幼児は激しい症状が出る事が多く、特に初めて感染したときに症状が強くなります。脱水症状がひどく点滴が必要になったり、入院が必要になったりします。

現在、ロタウイルスワクチンは任意接種ですので、効能の知識、名前もあまり知られていないことから、生後2カ月ごろに医療機関で「任意接種ですがどうしますか」というふうに聞かれます。推奨は一応されますが、高い金額でありますので、任意ならいいかということで接種されないお母さまもいらっしゃるからお聞きしました。

そこで、大切な命を守る施策の強化を早急にとということをお願いをたく、質問をいたします。

本市は乳幼児医療費、義務教育就学時医療費の助成制度が実施されています。しかし、国は地方自治体の独自の助成が医療費の増大を招くとして、ペナルティーを科しています。今回この制度を見直しペナルティーを廃止し、見直しにより生じた財源は各自自治体においてさらに医療費の助成拡大ではなく、ほかの少子化対策の拡充に充てるよう通知し、平成30年度からの施行を求めています。

1番目に、本市のペナルティーの金額はいくらですか。

二つ目に、ロタウイルスワクチンの接種状況はどうですか。

3番目に、ロタウイルスワクチンは少子化対策としてWHOが定期接種化を勧告しながらも、日本では未だに定期接種となっていま

せんが、ロタウイルス感染による1件当たりの経済的負担額はどのように試算されますか。

4番目に、ロタウイルスワクチンの公費助成を検討していただけないかということで質問いたします。

2項目めは市営住宅入居に必要な連帯保証人について伺います。

昨年6月に居住支援についてということで一般質問をさせていただいたところでありましてけれども、今回、民法の一部を改正する法律により個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の見直しが行われます。民法改正により個人根補償契約に限度額の設定が必要とされることになったことから、公営住宅の入居に際して必要な連帯保証人を確保することが難しくなり、生活困窮者が入居できないような事態が起きるのではないかと懸念されています。近年、身寄りのない単身高齢者の方など増加していますが、今後は橋本市においても市営住宅の入居に対して特段の配慮が必要と考えます。本市の市営住宅の入居に対して伺います。

①今回の法改正について、市民にわかりやすいように説明してください。

2番目に、本市の住宅使用料の滞納者への取り組み、連帯保証人の対応を伺います。

3番目に、住宅セーフティーネットの中核をなす市営住宅を必要とする住宅弱者に提供できるよう、連帯保証人要件をなくすことはできませんか。この③において、私の質問の中には具体的に言いますと、現在、橋本市では連帯保証人を2名つけなければなりません。2人では1人にできないものか。また、連帯保証人を緊急連絡人程度の保証人程度の機能にできないものかとの思いを込めて言っておりますので、問わせていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の質問項目1、子ども医療費の適正化でロタウイルスワクチンの助成に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）子ども医療費の適正化でロタウイルスワクチンの助成をというご質問にお答えします。

まず、一点目の未就学児の医療費助成にかかる本市国民健康保険の国庫負担金のペナルティーは、平成29年度実績で約223万円の減額となっています。

次に、二点目のロタウイルスワクチンの接種状況ですが、ロタウイルスワクチンには生後6週から32週の間で3回接種するロタテックと、生後6週から34週の間で2回接種するロタリックスの2種類あり、ともに内服による摂取です。任意接種であるため数値化したものはありませんが、橋本市民病院では、平成29年度にロタテックが121件、ロタリックスが64件の接種がありました。

続いて、三点目のロタウイルス感染による1件当たりの経済的負担額ですが、橋本市民病院で予防接種を受ける場合、ロタテックは1回9,936円、3回接種で合計2万9,808円です。ロタリックスは1回1万5,336円、2回接種で合計3万672円となります。

一方、ロタウイルス感染症にかかる医療費ですが、ロタウイルス感染症の症状は胃腸炎がほとんどで、投薬または脱水症状がある場合は点滴による治療となります。個人差がありますが、ほとんどの場合、1回の通院で済み、医療費は6,000円ほどです。2回の通院となった場合の医療費は総額1万円から2万数千円ほどです。また、橋本市民病院における平成29年度の入院は9件で、入院日数は2日から6日間、医療費は10万円から20万円ほど

です。なお、医療費については、一部乳幼児医療費助成の対象となります。

最後に、ロタウイルスワクチンの公費助成についてお答えします。

ロタウイルスワクチンの定期接種化については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して審議が続けられているところであり、今後とも国の定期予防接種化の動向に注視していきます。

市としましても、国に対し、国の責任において財源を確保すること、ロタウイルスワクチンの接種を定期接種として位置づけることを引き続き要望していきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。このロタウイルスのワクチンを助成してほしいというのが私の気持ちなんですけどね。前の副市長の清原さんなんかは「いつもね、議員さんはビルトばかり言われる。そればかり言われてスクラップする提案をされないんでだめですよ」というふうなことを言われたこともあるんですけど、今の副市長はやさしくて、にこやかで、なかなかそういうことは露骨にはおっしゃいませんけど同じ思いやと思うんで、ロタウイルスを何とかちょっとでも助成してもらえへんかなと思って今回質問させてもうたんですけど、これね、ペナルティーが今回、国のほうで見直されたというのを知ったんで、これはセットで質問できるなと思って質問させてもうたんです。

先ほど答弁の中で、結局223万円ペナルティーで減額されるよというお答えをいただいたんですけども、このお金は結局本当にペナルティーが、こっちの橋本市の市の会計として新たな財源になるのかどうか。そのあたり

がちよっと心配なんで、本当になるんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

このペナルティー分につきましては、平成30年4月からなくなるということで決定しております。市によりいろいろ違うんですけども、本市の場合は一般会計からの繰り出しはしておりませんので、国保会計での処理になっております。ということで、この資金を少子化対策に使うのはなかなか難しいと考えております。この分については、国保税の試算の中で考慮していきたいと考えています。国保税を決めるときに審議会を開くんですけども、その中で審議していきたいと考えています。考慮して税に反映できるかどうかというのは医療費等の動向で決まってくるので、必ずしもこのペナルティーがなくなって国保税が少なくなるというわけではありません。そしたら、少子化対策とかどないしていくんかということですけども、市の施策で考えていきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そうしますと、はっきり言うて使えないですね。使えないんで、私、ビルトばかりまた言ってますよね。ビルトを提案させてもうてるんで、結局、財源はないよという答えになっているかと思うんですけど、そうしますと、橋本市はありがたいことに小学生・中学生の医療費も全額無料にさせていただいております。今後、国の制度によってこれにも多分ペナルティーがかかっていると思うんですけど、このペナルティーを国が外してくれるよとなったら、このペナルティー額が出てくるかと思うんですけど、その金額も、小学生の金額も中学生の金額も全部本市には、要するに、全部国保会計から出

ているよって。一個も市の一般財源には関係ないよということと考えてよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回のご質問でいろいろ調べたんですけども、小・中学生も含めてこのペナルティ一分というのが約361万円あります。先ほどの答弁で223万円がこの乳幼児の関係ですので、残りが小・中学生の分となっています。国の今回の発表を聞いたんですけども、今回、各全国の市町村で乳幼児医療に関してほとんどの市町村が何らかの助成をしているということで、ペナルティをなくしましょうというのが決定しています。小・中学生についてはまだまだ実施していない市町村がありますので、この分については全く書かれておりません。

それと、今のご質問で、この分についても一般会計からの繰り出しはしていないと思っておりますので、少子化対策というかな、ロタウイルスの助成というのはなかなか難しいと私は考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そういうご答弁をいただきますと、何も生まれないということがわかりました。そうなりますと私の質問はビルトだけの質問になりますので、しっかりと国に対して、国の責任においてこのロタウイルスについてはいち早く任意接種から定期接種へと位置づけていただけるよという要望を強くしていただくという以外にないんですよ、と思います。それを強くお願いをさせていただきたいと思います。

私も党としてしっかり国へ要望していかせていただきたいと思います。これ以上しつこく言ってもしつこいよという話になりますので、現在、全国で1,718の自治体があるんですけど、ちょっと聞いてくださいね。ロタを公費助成されている、今年予定されている自治

体も含めて、1,718の自治体中287の自治体なんです。そのうち68町村が全額を助成されています。一部助成というところもあるんですけど、68が全額助成されています。その中で、お隣の九度山町が結構早くからこのロタウイルスに対してはほぼお金がかからないように、全額を助成されているということをお知りおきいただきたいと思います。

日本では毎年このロタウイルスにかかる乳幼児が、全国的なレベルで見ると80万人いて、だいたい外来をされているって。8万人が入院をされて、その中で約10人が死亡されるというデータがあります。ロタウイルスの感染症による胃腸炎というのは、先ほど前段で述べさせていただいたように、生まれて間もないときにこの赤ちゃんが初めてのロタにかかったときに重篤になるんです。そのときに、命にかかわるようなこともあるということを知りました。それなんで、私は今回の質問では少しでも助成していただけるといういいご答弁はいただけなかったもので、この質問を聞いていただいて、また録画でも見ていただいて、お母さまには、またお父さまには高価ではありますが、結構値段が高いです。でも、やっぱりできる限り今のところは任意ですけど接種されますようお願いをさせていただいて、1回目の質問を終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、市営住宅入居に必要な連帯保証人に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）市営住宅入居に必要な連帯保証人についてお答えします。

まず、今回の法改正として、市営住宅入居時の賃貸借契約に関係する主な改正が二点あり、これについてご説明いたします。

一点目は、保証人が保証しなければなら

い債務について、上限額いわゆる極度額の設定が現状では不要となっていました。このことから、入居者に多額の家賃滞納が発生しても、保証人に請求できる額がその限度額以下になります。

二点目として、主債務者の死亡や保証人の破産・死亡などの特別な事情があった場合は、その時点で確定した元本以外は保証する必要がなくなります。このように保証人の保護が拡充されることとなりますが、平成32年4月1日施行期日の民法改正により変更となりますので、国の指針等を注視しながら対応していきます。

次に、本市の住宅使用料の滞納者への取り組み、連帯保証人の対応についてお答えします。

市営住宅家賃滞納者への取り組みですが、滞納が発生した方に対し、その都度督促状を送付し、3カ月以上納付期限を経過した滞納者に対しては、年3回にわたって催告書を送付しています。

また、滞納者に対して電話連絡や訪問による納付指導を行っているだけでなく、場合によっては納付誓約書を提出させ誓約どおり納付されるよう必要に応じて集金も行っています。

なお、連帯保証人への対応として、6カ月分以上滞納となっている滞納者の連帯保証人に対しては、滞納状況を定期的に注視しており、入居者に対する納付指導にご協力いただいています。

最後に、住宅セーフティネットの中核をなす市営住宅を必要とする住宅弱者に提供できるよう連帯保証人要件をなくすということについてお答えします。

連帯保証人をなくすということについて、国土交通省では、本年3月に公営住宅管理標

準条例案を改定しており、その中で、入居手続きにおける保証人の連署する請書提出の義務づけが削除されされています。これは債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加などの社会情勢に鑑み、今後、保証人を確保することがより一層困難となることが予想されるためです。

これらのことから、連帯保証人を不要とすることは制度上は可能ですが、債権回収の観点からいえば、連帯保証人がいることにより、連帯保証人に迷惑をかけないためにも納付期限をまもろうという意識を入居者に持たせると、重要な役割を担っていることも事実であり、現状では連帯保証人をなくすことは考えていません。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）今回の民法が改正されるということによって、今、平成30年ですけど、部長のご答弁にもありましたように、あと2年あたりでいろんな改正をしていかなければならないということを知りました。連帯保証人について、保証しなければならない限度額、上限額を市が決めなければならなくわけですけども、この限度額というのがつくことによって、今の部長のご答弁は、つくことによって連帯保証人が守られるというふうに言われたと思うんですけども、また、連帯保証人に迷惑がかからないように納付期限を守ろうというふうに入居されている方は、そういうふうにして頑張って支払うというふうに言われたんですけどね。それってちょっと感覚が私と違うんですけど、私も連帯保証人を頼まれてなったことがあるんですけど、今の現状としては高齢者の方もお一人住まいの方も多くなりましたし、なかなかお二人の連帯保証人を見つけるのに難儀されてい

るというのは私、実感しているんです。その上に今回の民法改正によって金額の上限額をつけるわけでしょう。そしたら、例えば、保証人になるために限度額がいくらになるか、橋本市はいくらにするかわかりませんが、例えば、10万円であってでもね、10万という限度額を設定して、設定された上で何かあったら10万円払ってねということになるわけですから、それを最初に言われて連帯保証人になるのとなれへんのでは、これはちょっとこらえてよというか、やっぱりそういう気持ちになってくるかということを私は心配なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）議員おただしの趣旨というのは、私も十分にわかっております。ただし、この民法改正の狙いというのは、今まで要するに上限がなかったが故にどこまで保証せんなんかというのがわからなかったと。それが極度額を設けることによって保証せんなん額の上限が決まるということで、私としたら保証人には今までよりはなりやすいのではないかというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）確かにそういう考え方もあるかとは思いますが、そしたら、ちょっとお伺いさせていただきたいんですけど、橋本市で最高金額、滞納金額ね、最大額っておいくらでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）誠に申しわけございません。その資料はちょっと手元にございせんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）すいません。答弁は結構です。11番議員で滞納で言っていたきますので、またそこから詰めてください。

多分、結構な金額が、要するに滞納者にかかっていると思うんです。私、昨年、知人の方から連帯保証人になってるんやけど、市からですね、お知らせですよ、払えとやうてないですよ。払えとやうてないけど、滞納額がこの人にはこれだけの金額がありますよというのが通知が来たんです。それで、私のところへ電話がかかってきて、これどうしたらええんやろうというふうに、僕はどうしたらいいんだという感じで電話を受けたんですけど、それで市役所へ行かせてもうた経緯があるんですけども、やっぱりかなりの金額がね、滞納金額でお知らせが来てるんですよ。払えとは言ってないです。まずね、お知らせが来ているんです。だから、滞納金額、守られるというよりか守られへんように、それならんようにしてくれはったらええ話と違うかなと思うんですけども、反対にね、そういうふうにするんです。だから、私はどっちかというと市民の側に立って質問をさせていただいているんですけど、当局から見た側にとってはやっぱり今までの上限トップで滞納金額が乗ってくるよりか、例え10万円であってでも、10万円という低い金額で設定をして連帯保証人を求めたほうが求めやすいというふうなお考えで、これは私とは全然合致してないというふうには思いました。

今回、国土交通省住宅総合整備課から出ている公営住宅の入居に際しての取り扱いについてという文書の中にも書かれてあることがあるんですけども、ちょっとだけ読ませていただいていますか。その中で今回の極度額の設定が必要となったことから、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し保証人を確保することが一層困難になるということが懸念されますと、国土交通省が懸念されますと言われております。それにつき

ましてさらに、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えますと、国土交通省はこのように言われております。住宅課から言われておりますけれども、これについてのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）そのことにつきましては、先ほどの答弁の中でも触れさせていただいています。確かに0人にできるという制度になっておるのはわかっているんですけど、私どもとしたらやっぱり入戸される人に責任感を持っていただくために保証人は必要ということで、必要というふうに申しておるんでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）部長にそう言われますと私の話と全く合わないんで、もうやめときますわ。もう全然合っていないんで、すいません。

入居に際して、やっぱり今国土交通省が懸念されているようなことを、私はそのように思います。やっぱり連帯保証人になる方はそういう限度額をつけられると、連帯保証人になるのはしんどいなという思いが、私の感覚ではそのように感じております。部長の感覚とはちょっと違うようですけど。それで、これからあと2年かけても期限があるわけですけども、こういったことを市民の方にどのように広報をし、また連帯保証人になるときにどのように広報されるのか、まだお答えできませんか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）今後、国の動き、国の動向、そういうのを見ながら、近隣の市

町とも調整しながら、そういうことについても考えていきたいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）もうちょっと具体的に。まだできてないんやったらそう答えていただいたら。

建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）ある程度の方向性が決まった時点で、広報やホームページ等で住民の皆さんには周知したいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。しっかりと広報していただいて、また連帯保証人になるときはこういうことがつくんだよということはきっちり説明してあげてくださいね。これはもっと先になるかもわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

②で住宅使用料とか滞納金額とかもお聞きしましたけど、数字的なことをお聞きしてないんでそういうご答弁であるかと思うんですけど、だから、11番議員にしっかりとまた頑張ってもらいたいというふうに思いますけど、要するに、なるべくためないように、通知はされるんですけど、通知をされて、「保証人さま、いくらくらたまっていますよ」というふうに通知はされますけれど、やっぱりそこからの滞納にならないようにならないように、なぜ滞納になるのかというところあたりの訪問なり、相談事なりにしっかりと乗っていただけると、そんなにたまらないはずなんです。何か理由があったらたまっているんです。だから、その理由を早く察知していただいて、理由があれば福祉課の方々の連携もしていただきながらやっていただけたら、そんなに思っきり天井額になるほどたまらないと私は思うんですけど、それもしっかりしていただいてやっていただけることを

さらに要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君） 9 番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、3 時35分まで休憩いたします。
（午後 3 時20分 休憩）